

事 務 連 絡 令和2年6月30日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部) 御中

厚生労働省保険局医療課

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 等の一部改正について」の一部訂正について

令和2年5月29日付け保医発0529第1号における「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

・ 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改 正について(令和2年5月29日付保医発0529第1号)

- 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 等の一部改正について(令和2年5月29日保医発0529第1号)
- 2 別添1の第2章第3部第1節D004-2に次を加える。
 - (15) 肺癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングによりMETex14遺伝子検査を行った場合は、本区分の「1」の「ロ」複雑なものの所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。
 - ア 本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、「1」の「ロ」処理が複雑なもののうち、(4)のアに規定する肺癌におけるMETex14遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定できる。
 - イ本検査の実施にあたっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難で ある医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載すること。
 - ウ本検査と、肺癌の組織を検体とした「1」の「ロ」処理が複雑なものの うち、(4)のアに規定する肺癌におけるMETex14遺伝子検査を同一 月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
 - エ本検査と、肺癌の組織を検体としてMETex14遺伝子検査以外の検査を併せて行った場合には、「注2」の規定を適用し、本検査を含めた検査の項目数に応じた点数により算定する。